

食品表示基準（保健事項）等について

令和8年7月23日

食品表示基準は、食品関連事業者等が、加工食品、生鮮食品又は添加物を販売する場合に適用されます。（食品表示基準第1条）その場合には、食品の容器包装に栄養成分表示を表示する場合、食品表示基準に従って表示をしなければなりません。（食品表示基準第3条）

つきましては、今回ご相談の件につきましては、これに該当しないことから食品表示基準の対象とはなりません。

また、虚偽誇大広告を禁止している健康増進法第65条第1項も、対象が、販売に供せる物となっており、これも対象外となります。

参考：

- ・＜事業者向け＞食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン（P. 1、10～16、51、52）
caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/nutrient_declaration/business/assets/food_labeling_cms206_250403_12.pdf
- ・消費者庁ホームページ：健康増進法（誇大表示の禁止）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement
- ・健康増進法第65条第1項の適用に関するQ&A
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/assets/representation_cms213_240722_01.pdf